

第2回兵庫県行政不服審査会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年8月8日(水) 午後1時から午後1時55分まで
- (2) 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁3号館7階 第7委員会室

2 出席した委員の氏名

中川丈久、角松生史、興津征雄、
正木靖子、浅田修宏、吉田邦子、
青山善敬、宗野義潔、善部修

3 職務のために出席した者の職及び氏名

企画県民部管理局长 小橋浩一、文書課長 陰山晶彦、副課長 立石裕一、
法務班長 小倉豊道、職員 嘉納令子、職員 二星奨太

4 会議の目的である事項

(1) 会長の選任等について

- ア 会長及び副会長の選任について
- イ 会長の職務代理の順序の指定及び職務代理者の指名について
- ウ 部会を構成する委員の指名について
- エ 部会長の指名について
- オ 会議録署名委員の指名について

(2) 協議事項等

- ア 行政不服審査法に基づく審査手続等について
- イ 審査会の活動状況(第1期)について
- ウ 審査会の運営方法について
- エ 兵庫県行政不服審査会運営要領の改正について

5 議事の要旨

(1) 会長の選任等について

- ア 審査会は、行政不服審査法の施行に関する条例(以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、委員の互選によって、中川丈久委員を会長に、正木靖子委員及び角松生史委員を副会長に選任した。
- イ 中川会長は、条例第10条第4項の規定に基づき、会長の職務を代理する副会長の順序として、正木副会長を第1順位に、角松副会長を第2順位に指定した。
また、中川会長は、同条第5項の規定に基づき、会長の職務を代理する委員として、浅田修宏委員を指名した。
- ウ 審査会は、条例第12条第1項の規定に基づき、第1部会に属する委員に中川会長、吉田邦子委員及び青山善敬委員を、第2部会に属する委員に角松副会長、浅田委員及び宗野義潔委員を、第3部会に属する委員に正木副会長、興津征雄委員及び善部修委員を指名した。

エ 中川会長は、条例第12条第3項の規定に基づき、中川会長自らを第1部会の部会長に、角松副会長を第2部会の部会長に、正木副会長を第3部会の部会長に指名した。

オ 中川会長は、兵庫県行政不服審査会運営要領第30条第3項に基づき、青山委員を全体会の会議の会議録署名委員に指名した。

(2) 協議事項等

ア 行政不服審査法に基づく審査手続、審査請求の状況及び今後の諮問見込件数について事務局から報告があった。

イ 第1期（平成28年7月7日から平成30年7月6日まで）の兵庫県行政不服審査会の活動状況について事務局から報告があった。

ウ 審査会の運営方法について、事務局から説明があり、各委員から意見交換や質疑応答があった。

（主な内容）

- ・ 審査会における調査審議の効率化や議論の活性化のため、審査庁による口頭説明等を積極的に活用していくことは差し支えない。
- ・ 審査庁による口頭説明等を活用することによって、審査会の運営において課題が生じれば、今後改善していけばよい。

エ 運営要領の改正案について、事務局から説明があり、各委員から了承を得、原案のとおり可決した。